

あきた

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

発行所 秋 田 市 役 所

編集兼 中 島 修

発行人

印刷人 三 戸 俊 彦

秋田市旭北錦町3番50号

印刷所 株式会社 三戸印刷所

目 次

告 示

- 現金取扱員への再委任について（第223号） 2
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について（第224号） 2
- 消費者安全法による消費生活センターの名称および住所等について（第225号） 2
- 市議会定例会の招集について（第226号） 2
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について（第227号） 2
- 国民健康保険税納税通知書の公示送達について（第228号） 2
- 現金取扱員への再委任について（第229号） 2
- 生活保護法による医療機関の指定、変更および廃止について（第230号） 2
- 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第231号） ... 3
- 平成21年9月秋田市議会臨時会において議決を経た予算およびその要領について（第232号） 3
- 放置自転車等の撤去および保管について（第233号） 5
- 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第234号） ... 6
- 住民票の職権消除について（第235号） 6
- 市税督促状の公示送達について（第236号） 6
- 秋田市文化会館自主事業の入場券の販売および入場券販売に係る収入金の収納事務の委託について（第237号） 6
- 介護保険料納入通知書および督促状の公示送達について（第238号） 6
- 放置自転車等の撤去および保管について（第239号） 7
- 一般廃棄物処理施設の設置に係る届出事項の変更および周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類の縦覧について（第240号） 7
- 身体障害者福祉法による医師の指定について（第241号） ... 7
- 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第242号） ... 8
- 債権差押調書（謄本）および配当計算書の公示送達について（第243号） 8
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について（第244号） 8

教 委 告 示

- 教育委員会定例会の招集について（第14号） 8

選 管 告 示

- 選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数について（第78号） 8

農 委 告 示

- 農業委員会の招集について（第12号） 8

上 下 水 道 局 告 示

- 指定給水装置工事事業者の廃止について（第35号） 8
- 指定給水装置工事事業者の指定について（第36号） 8
- 指定排水設備工事事業者の指定について（第37号） 9
- 指定排水設備工事事業者の指定について（第38号） 9

公 告

- 入札参加希望者の公募について 9
- ジフテリア、百日せき、麻しん、風しん、日本脳炎、破傷風および結核の予防接種について 10
- 都市計画事業の図書の写しの縦覧について 10
- 開発行為に関する工事の完了について 10
- 入札参加希望者の公募について 10
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出の関係書類の縦覧について 11
- 入札参加希望者の公募について 11
- 入札参加希望者の公募について 12
- 入札参加希望者の公募について 13
- 平成21年度ポリオ予防接種の実施について 14
- ジフテリア、百日せき、麻しん、風しん、日本脳炎、破傷風および結核の予防接種について 14
- 差押財産の公売について 15
- 入札参加希望者の公募について 15
- ジフテリア、百日せき、麻しん、風しん、日本脳炎、破傷風および結核の予防接種について 16

選 管 公 告

- 検察審査員候補者の予定者の選定を行う場所および日時について 16
- 裁判員候補者の予定者の選定を行う場所および日時について 16

上 下 水 道 局 公 告

- 入札参加希望者の公募について 16

消 防 本 部 公 告

- 消防法による命令について 18

告 示

秋田市告示第223号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をして会計管理者の権限に属する事務のうち次のものについては、次に掲げる現金取扱員に出納員から再委任させたので、同項の規定により告示する。

平成21年9月1日

秋田市長 穂 積 志

出納員から現金取扱員への再委任

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

担当する医療の種類：薬局

指定番号	医療機関名	住 所	開 設 者 名	指定年月日
17	しょうぐんの薬局	秋田市将軍野南一丁目10番60号	メデックス 株式会社 取締役 藤 原 琢 也	平成21年 8月1日

秋田市告示第225号

消費者安全法（平成21年法律第50号）第10条第2項の規定に基づき、消費生活センターを次のとおり定めたので、同法第3項の規定により告示する。

平成21年9月1日

秋田市長 穂 積 志

1 名称および住所

- (1) 名称 秋田市消費者センター
- (2) 住所 秋田市山王一丁目1番1号

2 事務を行う日および時間

- (1) 事務を行う日 月曜日から金曜日まで（土曜日、日曜日、祝日および12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。）
- (2) 時間 午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第226号

平成21年9月10日市議会議事堂に秋田市議会定例会を招集する。

平成21年9月3日

秋田市長 穂 積 志

秋田市告示第227号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

平成21年9月3日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

担当する医療の種類：薬局

名 称	所 在 地	指 定 年月日
佐 野 薬 局	秋田市保戸野千代田町15番	平成21年
保戸野千代田町店	31号プレジール宇佐見1階	9月1日

秋田市告示第228号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送

委 任 す る 出 納 員	委任を受ける 現金取扱員	委 任 事 務
千葉 孝之	山田 尚登	市立体育館、附属地の使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務

秋田市告示第224号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

平成21年9月1日

秋田市長 穂 積 志

達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成21年9月4日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成21年度および過年度分国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第229号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をして会計管理者の権限に属する事務のうち次のものについては、次に掲げる現金取扱員に出納員から再委任させたので、同項の規定により告示する。

平成21年9月7日

秋田市長 穂 積 志

出納員から現金取扱員への再委任

委 任 す る 出 納 員	委任を受ける 現金取扱員	委 任 事 務
田口 清昭	菅原由紀子	民俗芸能伝承館観覧料・使用料、旧金子家住宅使用料、図書頒布収入、公衆電話使用料の収納に関する事務。 つり銭の収納保管に関する事務
田口 清昭	鈴木 紀子	民俗芸能伝承館観覧料・使用料、旧金子家住宅使用料、図書頒布収入、公衆電話使用料の収納に関する事務。 つり銭の収納保管に関する事務

秋田市告示第230号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支

援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2の規定により医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定、変更および廃止したので、同法第55条の2の規定に基づき告示する。

平成21年9月8日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
工藤胃腸内科 クリニック	秋田市中通一丁目3番5号 秋田キャッスルホテル2階	平成21年 5月11日
中村歯科医院	秋田市大町四丁目3番14号	平成21年 5月8日
多田皮膚科	秋田市広面字鍋沼59番地11	平成21年 5月12日
すま歯科医院	秋田市土崎港南一丁目14番 9号	平成21年 5月12日
佐野薬局勝平店	秋田市新屋豊町10番4号	平成21年 5月13日
ジャスコ 御所野店薬局	秋田市御所野地藏田一丁目 1番1号	平成21年 5月18日

2 変更

名 称	変更事項（所在地）		変 更 年月日
	変更前	変更後	
高橋正喜 クリニック	秋田市中通六 丁目6番15号	秋田市中通六 丁目6番15号 パークヒルズ 中通1階	平成20年 9月1日
訪問看護ステーションあきた	秋田市千秋久 保田町6番6 号	秋田市保戸野 千代田町16番 16号	平成20年 3月17日

3 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
工藤胃腸内科 クリニック	秋田市中通一丁目3番5号 秋田キャッスルホテル2階	平成20年 11月30日
外旭川病院（歯科）	秋田市外旭川字三後田142 番地	平成20年 8月1日
今泉歯科医院	秋田市仁井田露見町6番25 号	平成20年 10月30日

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		千円 13,190,199	千円 34,500	千円 13,224,699
	2 国庫補助金	3,225,116	34,500	3,259,616
16 県支出金		5,503,027	273,281	5,776,308

内山医院	秋田市手形新栄町2番31号	平成20年 12月31日
つちざき南薬局	秋田市土崎港南三丁目5番 10号	平成20年 9月30日
中村歯科医院	秋田市大町四丁目3番14号	平成20年 3月31日
佐野薬局勝平店	秋田市新屋豊町10番6号	平成20年 11月1日
石沢歯科医院	秋田市牛島東七丁目8番22 号	平成21年 1月6日
ジャスコ 御所野店薬局	秋田市御所野地藏田一丁目 1番1号	平成20年 8月20日
稲葉整形外科医院	秋田市新屋扇町6番33号	平成20年 12月31日

秋田市告示第231号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので告示する。

平成21年9月9日

秋田市長 穂 積 志

粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定を受けるべき者の住所および名称

指定番号	住 所	名 称
381	秋田市金足片田字横 関186番地1	ローソン秋田金足片田店 有限会社あいわ商店

秋田市告示第232号

平成21年9月2日の「平成21年9月秋田市議会臨時会」において議決を経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

平成21年9月9日

秋田市長 穂 積 志

平成21年度秋田市一般会計補正予算（第3号）

平成21年度秋田市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ307,781千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ115,132,383千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

	2 県補助金	2,141,689	273,281	2,414,970
歳 入	合 計	114,824,602	307,781	115,132,383

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円 12,944,121	千円 68,762	千円 13,012,883
	1 総務管理費	10,693,027	55,635	10,748,662
	3 戸籍住民基本台帳費	391,815	13,127	404,942
3 民 生 費		34,433,749	109,922	34,543,671
	1 社会福祉費	16,189,307	41,132	16,230,439
	2 児童福祉費	9,604,873	66,578	9,671,451
	3 生活保護費	8,581,712	2,212	8,583,924
4 衛 生 費		9,036,953	1,619	9,038,572
	1 環境衛生費	560,957	1,619	562,576
5 労 働 費		413,725	14,439	428,164
	1 労働諸費	413,725	14,439	428,164
6 農林水産業費		1,929,179	29,638	1,958,817
	1 農業費	1,552,830	14,662	1,567,492
	2 林業費	376,349	14,976	391,325
7 商 工 費		6,413,601	19,055	6,432,656
	1 商工費	6,413,601	19,055	6,432,656
8 土 木 費		17,531,210	24,212	17,555,422
	2 道路橋りょう費	4,124,646	13,069	4,137,715
	5 都市計画費	4,983,423	11,143	4,994,566
9 消 防 費		3,525,055	720	3,525,775
	1 消防費	3,525,055	720	3,525,775
10 教 育 費		10,537,999	39,414	10,577,413
	1 教育総務費	1,921,631	9,297	1,930,928

	2 小学校費	2,509,951	7,750	2,517,701
	3 中学校費	1,808,096	3,831	1,811,927
	4 高等学校費	842,904	3,171	846,075
	5 社会教育費	2,127,642	10,426	2,138,068
	6 保健体育費	494,030	4,939	498,969
歳 出 合 計		114,824,602	307,781	115,132,383

平成21年度秋田市大森山動物園会計補正予算（第2号）
 平成21年度秋田市の大森山動物園会計補正予算（第2号）は、
 次に定めるところによる。
 （歳入歳出予算の補正）
 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,351千円を追

加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ428,848千円とする。
 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
 歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰 入 金		千円 337,307	千円 5,351	千円 342,658
	1 繰入金	337,307	5,351	342,658
歳 入 合 計		423,497	5,351	428,848

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		千円 381,528	千円 5,351	千円 386,879
	1 総務管理費	381,528	5,351	386,879
歳 出 合 計		423,497	5,351	428,848

秋田市告示第233号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成21年9月10日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

- ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 29台
- イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 26台

ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 4台

- (2) 撤去し、保管した年月日
平成21年8月16日から平成21年8月31日まで
- (3) 返還を行う時間および場所
ア 時間 午前10時から午後7時まで
イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内） 秋田市自転車等保管所
- (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間
平成21年9月24日から平成22年3月24日まで
- 2 返還を受けるために必要な事項
自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。
- 3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。

4 問い合わせ先

秋田市山王一丁目1番1号
秋田市市民生活部生活総務課 電話866-2035
秋田市東通仲町4番3号
秋田市自転車等保管所 電話834-6497

秋田市告示第234号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市区条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので告示する。

平成21年9月11日

秋田市長 穂 積 志

粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定を受けるべき者の住所および名称

指定番号	住 所	名 称
382	秋田市手形山崎町8番27号	ファミリーマート 秋田手形山崎店

秋田市告示第235号

次の者の住所および居所が不明のため、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、その住民票を職権削除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成21年9月14日

秋田市長 穂 積 志

住民基本台帳に記載のあった住所および氏名

住 所	氏 名
秋田市雄和種沢字太子前151番地4	加藤 守
秋田市雄和妙法字糠塚43番地8 秋田市糠塚市営住宅H棟	天野 学

（教示）

1 この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第6条の規定により、秋田市長に対して異議申立てをすることができます。

さらに、当該異議申立てについての決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、行政不服審査法第5条の規定により秋田県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、次の(1)および(2)のいずれかに該当するときは、この限りではありません。（行政不服審査法第20条）

(1) 異議申立てをした日の翌日から起算して3箇月を経過しても当該異議申立てにつき決定をしないとき。

(2) その他異議申立てについての決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

2 処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、処分についての審査請求に対する裁決を経たあとでなければ提起できませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます。（行政事件訴訟法第8条）

(1) 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
3 処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法第14条の規定により、審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6箇月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、秋田市を被告として、提起しなければならないこととされています。

秋田市告示第236号

次の市税督促状は、本人の住所又は居所が不明のため送達ができなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該市税督促状は、財政部納税課に保管し、送達を受けべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成21年9月14日

秋田市長 穂 積 志

- 公示送達を受けるべき者の住所および氏名別紙（省略）のとおり
- 送達する書類
平成20年度市税督促状
平成21年度市税督促状

秋田市告示第237号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市文化会館自主事業の入場券の販売および入場券販売に係る収入金の収納事務を次のものへ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年9月16日

秋田市長 穂 積 志

受託人の住所および氏名

- 秋田市中通七丁目1番2号
秋田ステーションビル株式会社
代表取締役社長 成 田 俊 二
- 秋田市中通四丁目1番5号
株式会社ヤマハミュージック東北秋田店
店長 小 室 宗 和
- 秋田市中通二丁目1番32号
株式会社河合楽器製作所秋田店
店長 沼 田 亨
- 秋田市南通築地3番5号
株式会社ドック
代表取締役 武 田 勝 男
- 秋田市御所野地蔵田一丁目1番1号
イオンモール株式会社イオンモール秋田
ゼネラルマネージャー 長 沼 満

秋田市告示第238号

次の介護保険料納入通知書および督促状は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったため、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書および督促状は、福祉保健部介護・高齢福祉課に保管し、送達を受けべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成21年9月18日

秋田市長 穂 積 志

- 公示送達を受けるべき者の氏名および住所

- 別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成21年度介護保険料納入通知書
平成21年度介護保険料督促状

秋田市告示第239号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成21年9月24日

秋田市長 穂 積 志

- 1 撤去し、保管した自転車等
 - (1) 放置されていた場所および台数
 - ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 32台
 - イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 17台
 - ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 3台
 - (2) 撤去し、保管した年月日
平成21年9月1日から平成21年9月15日まで
 - (3) 返還を行う時間および場所
 - ア 時間 午前10時から午後7時まで
 - イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内） 秋田市自転車等保管所
 - (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間
平成21年10月8日から平成22年4月8日まで
- 2 返還を受けるために必要な事項
自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。
- 3 所有権の帰属
この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。
- 4 問い合わせ先
秋田市山王一丁目1番1号
秋田市市民生活部生活総務課 電話866-2035
秋田市東通仲町4番3号
秋田市自転車等保管所 電話834-6497

秋田市告示第240号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第9条の3第7項の規定により一般廃棄物処理施設の設置に係る届出事項を変更したいので、秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第40条の規定により次のとおり告示し、法第9条の3第8項の規

定において準用する同条第2項の規定により当該一般廃棄物処理施設を変更することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を公衆の縦覧に供する。

平成21年9月24日

秋田市長 穂 積 志

- 1 縦覧場所
秋田市環境部環境総務課（秋田市寺内蛭根三丁目24番3号）および秋田市総合環境センター（秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝1番1）
- 2 縦覧期間
平成21年9月28日から平成21年10月27日まで（土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
- 3 縦覧時間
午前8時30分から午後5時15分まで
- 4 施設の名称
秋田市総合環境センター溶融施設
- 5 施設の設置場所
秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝地内
- 6 施設の種類
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条第1項に規定するごみ処理施設のうちの焼却施設
- 7 実施した環境影響調査の項目
大気質、騒音、振動、悪臭、水質および景観
- 8 意見書の提出
当該一般廃棄物処理施設の変更にし利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、市長に対し、生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。
- 9 意見書の提出先
秋田市寺内蛭根三丁目24番3号
秋田市環境部環境総務課
- 10 意見書に記載すべき事項
 - (1) 意見書のあて名
 - (2) 意見を述べる者の氏名、住所および電話番号
 - (3) 意見の対象となる施設の名称
 - (4) 生活環境の保全上の見地からの意見
- 11 意見書の提出期限
平成21年11月10日

秋田市告示第241号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定に基づく医師を次のとおり指定したので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成15年秋田市規則第3号）第5条の規定により告示する。

平成21年9月24日

秋田市長 穂 積 志

診 療 科 目	医 師 氏 名	医 療 機 関 名	所 在 地
内科	富 樫 賢	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町4番30号
外科	小 貫 学	中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号
神経内科	山 崎 貴 史	秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町6番10号
神経内科	原 賢 寿	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1
呼吸器外科	太 田 英 樹	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1

秋田市告示第242号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので告示する。

平成21年9月28日

秋田市長 穂 積 志

粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定を受けるべき者の住所および名称

指定番号	住 所	名 称
383	秋田市広面字家ノ下72番地3	いとく秋田東店

秋田市告示第243号

次の債権差押調書（謄本）および配当計算書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該債権差押調書（謄本）および配当計算書は、財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成21年9月28日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の住所および氏名
秋田市新屋南浜町5番63号
加 藤 みゆき
- 2 送達する書類名
債権差押調書（謄本） 1通
配当計算書 1通

秋田市告示第244号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

平成21年9月29日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）
担当する医療の種類：薬局

名 称	所 在 地	指 定 年月日
さくら薬局 手形住吉店	秋田市手形住吉町2番3号	平成21年 10月1日

教 委 告 示

秋田市教委告示第14号

平成21年9月25日午後3時30分秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会定例会を招集する。

平成21年9月18日

秋田市教育委員会
委員長 菊 地 重 昭

付議案件
教育委員会事務の点検・評価に関する件

選 管 告 示

秋市選管告示第78号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第80条、第81条および第86条ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数は次のとおりであるので、地方自治法第74条第5項の規定により告示する。

平成21年9月2日

秋田市選挙管理委員会

委員長 金 持 巽

- 1 50分の1の数 5,362人
- 2 3分の1の数 89,353人

農 委 告 示

秋田市農委告示第12号

平成21年9月17日午後2時秋田市職員研修棟に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成21年9月10日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案 件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件（4件）
- 2 農地法第5条の規定による許可申請に関する件（1件）
- 3 競（公）売等適格証明申請に関する件（1件）
- 4 平成22年度秋田市農業施策に対する建議に関する件（1件）

上 下 水 道 局 告 示

秋田市上下水道局告示第35号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の廃止をしたので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第2号の規定により告示する。

平成21年9月1日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

- 1 指定給水装置工事事業者の廃止

指定工事事業者	代表者	所 在 地
和 田 工 業	和田 健一	大仙市協和上淀川28番

- 2 廃止年月日

平成21年8月31日

秋田市上下水道局告示第36号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

平成21年9月4日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

- 1 指定給水装置工事事業者の指定

指定工事業業者	代表者	所 在 地
有 限 会 社 ア サ ヒ 技 建	船木 靖男	秋田市下新城長岡字毛無谷地293番地11

2 指定年月日
平成21年 9 月 1 日

秋田市上下水道局告示第37号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定をしたので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第1号の規定により告示する。

平成21年 9 月 4 日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 指定排水設備工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所 在 地
有 限 会 社 ア サ ヒ 技 建	船木 靖男	秋田市下新城長岡字毛無谷地293番地11

2 指定期間
平成21年 9 月 1 日から平成24年 8 月31日まで

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する業務は、次のとおりである。

業 務 名	内 容	期 間	入 札 参 加 要 件
秋田市立小中学校の印刷機使用貸借および消耗品供給単備契約	小中学校が使用する印刷機の使用貸借と消耗品の供給	平成21年10月1日から平成22年3月31日まで	① 秋田市内に本店、支店もしくは営業所を有する者又は秋田市内に個人で事業所を有する者であること。 ② 租税に滞納がないこと。 ③ 印刷機の使用貸借および消耗品供給が可能なる者であること。 ④ 印刷機の保守サービスが可能なる者であること。

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者でないこと。

イ 秋田市指名停止措置要綱（物品の納入および製造）第2条第1項の規定による指名停止期間中の者でないこと。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成21年 9 月15日(火) 午前 9 時
入札の場所 秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル4階
秋田市教育委員会「教育委員会室」

入札保証金 免除

契 約 日 平成21年 9 月16日(休)

注 意 事 項 (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

秋田市上下水道局告示第38号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定をしたので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第1号の規定により告示する。

平成21年 9 月10日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 指定排水設備工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所 在 地
有限会社マルタプロデュース	児玉 武志	秋田市土崎港中央五丁目5番8号

2 指定期間
平成21年 9 月 4 日から平成24年 9 月 3 日まで

公 告

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。
平成21年 9 月 1 日

秋田市長 穂 積 志

(3) 入札執行回数は、2回を限度とする。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成21年 9 月11日(金)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

- ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1）
- イ 営業経歴書（様式2）
- ウ 印刷機の保守サービス体制調書（様式3）
- エ 納税証明書
 - ・消費税（税務署で、『未納税額のないこと用（その3）』の発行を受けること。）
 - ・秋田市に納めた法人市民税（個人営業の方は個人市民税）
 - ・秋田市に納めた固定資産税
- ※ 消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの
- オ 住民票（法人にあっては履歴事項全部証明書（原本））

(2) 申込書等の提出
申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付
申込書等は、次のとおり受け付ける。

- ア 受付期間 平成21年9月1日(火)から平成21年9月11日(金)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
- イ 受付場所 秋田市教育委員会総務課企画経理担当
- ウ 申込用紙 秋田市教育委員会総務課又は秋田市ホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡する。
- (3) 指名通知および選定結果の通知については、平成21年9月14日(月)午後に行う。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成21年9月1日(火)から平成21年9月11日(金)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧場所 秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル3階
秋田市教育委員会総務課企画経理担当

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市教育委員会総務課企画経理担当
電話 018-866-2242

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定に基づき行うジフテリア、百日せき、麻しん、風しん、日本脳炎、破傷風および結核の予防接種について、同法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年9月2日

秋田市長 穂 積 志

予防接種を行う医師の氏名および予防接種を行う主たる場所

接種医師名	予防接種を行う主たる場所
安 岡 健 二	やすおか小児科医院 秋田市保戸野千代田町14番9号

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の図書の写しの送付を受けたので、同法第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成21年9月3日

秋田市長 穂 積 志

1 都市計画事業の種類および名称

秋田都市計画道路事業
3・4・66号 千秋久保田町線

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時30分まで
(土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。)

3 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市建設部道路建設課

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、平成21年6月12日付け秋田市指令第3553号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成21年9月3日

秋田市長 穂 積 志

1 開発許可を受けた者の住所および氏名

秋田市泉中央二丁目8番9号

株式会社リングス秋田

代表取締役 千 田 芳 幸

2 開発区域に含まれる地域の名称

秋田市新屋船場町5番5

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成21年9月7日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

(1) 委 託 名

人事給与システムデータ照合修正業務委託

(2) 委託内容

人事台帳の記載事項の入力、システムで管理している発令履歴データとの照合および修正処理を行い、成果品として提出する。

(3) 納入期限 平成22年3月31日(水)

(4) 納入場所 秋田市総務部人事課

2 入札に関する事項

(1) 日 時 平成21年9月30日(水) 午後2時

(2) 場 所 秋田市職員研修棟第5研修室

(3) 注意事項

ア 秋田市財務規則および入札心得を順守のうえ、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を落札金額とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 契約に関する事項

(1) 契約期間 契約した日から平成22年3月31日まで

4 入札参加に必要な資格

(1) 秋田市に本社、支店もしくは営業所を有する者又は秋田市に個人で事業所を有する者であること。

(2) 電子データの入力、照合ができ、かつ、仕様書に定める条件を遵守できる者であること。

(3) 租税に滞納がないこと。

(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(5) 秋田市指名停止措置要綱第2条第1項の規定による指名停止期間中の者でないこと。

5 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札参加希望者は、入札説明書等配付資料（仕様書含む。）を受領し、平成21年9月18日(金)までに次に掲げる書類とその添付書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加

資格の審査を受けなければならない。

- ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1）
 イ 営業経歴書（様式2）
 ウ 情報セキュリティポリシー
 ※ 個人情報の取扱いおよび管理体制について内容のわかるものであること。
- エ 納税証明書
 (ア) 消費税（税務署で「未納税額のないこと用（その3）」の発行を受けること。）
 (イ) 秋田市に納めた法人市民税（個人営業の方は個人市民税）
 (ウ) 秋田市に納めた固定資産税
 ※ 消費税・法人市民税・固定資産税は、直近の営業年度のもの
 ※ 納税証明書に代わって、各納付書の写し、あるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済通知書」の提出でも可
- オ 登記簿謄本（個人営業の方は住民票）
- (2) 入札説明書等配付資料受領場所
 秋田市総務部人事課
- (3) 申込書等の提出
 申込書等は、持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けられないものとする。
- (4) 申込書等の受付
 申込書等は、次のとおり受け付ける。
 ア 受付期間 平成21年9月7日(月)から平成21年9月18日(金)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時まで
 イ 受付場所 秋田市総務部人事課
- 6 指名に関する事項
 (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。
 (2) 提出された申込書等の審査結果等により、指名されない場合がある。その者には、選定結果通知により、その旨を通知する。
 (3) 指名通知および選定結果の通知は、平成21年9月25日(金)までに行う。
- 7 その他
 (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
 (2) 提出された書類は、返却しない。
 (3) 問い合わせ先
 秋田市総務部人事課
 電話 018-866-2012

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成21年9月8日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名および住所
 ア 氏 名 秋田中央交通株式会社
 取締役社長 渡 邊 靖 彦
 イ 住 所 秋田県秋田市川元山下町6番12号
- (2) 大規模小売店舗の名称および所在地
 ア 名 称 秋田中央ホリディスクエア
 イ 所在地 秋田県秋田市旭北錦町4番58号
- (3) 変更しようとする事項
 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項
 ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻
 小売業者 株式会社長崎屋
 変更前 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後8時
 変更後 開店時刻 午前8時 閉店時刻 翌午前3時
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 変更前 午前9時30分から午後8時30分まで
 変更後 午前7時30分から翌午前3時30分まで
- (4) 変更年月日
 平成21年9月18日

2 届出年月日 平成21年9月1日

3 関係書類の縦覧場所および期間

- (1) 縦覧場所 秋田市商工部商業観光課
 (2) 縦覧期間 平成21年9月8日から平成22年1月8日まで

4 意見書の提出先 秋田市商工部商業観光課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

- (1) 意見を述べる者の氏名および住所
 (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
 (3) 意見を述べる理由

秋田市公告

次のとおり公募型指名競争入札を実施するので、入札参加希望者を公募する。

平成21年9月8日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に関する事項

- (1) 委託番号・名称
 河市セ第3号・河辺地域「ふるさとの桜」再生事業
 桜テングス病等防除剪定業務委託
- (2) 仕様書
 別紙（省略）のとおり
- (3) 委託場所
 秋田市河辺和田字北条ヶ崎地内ほか（別紙（省略）、委託場所一覧）
- (4) 委託期間
 契約の日から平成22年3月19日まで
- 2 入札参加に必要な資格
- (1) 秋田市内に本社を有する業者で、秋田市の建設業者格付名簿において「造園工事」A級に登録されている者
- (2) 本市に入札参加資格審査申請書を提出し、受理されていること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 発注業務の工種について建設業法に基づく許可を受けている者

- (5) 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- (6) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- 3 入札に関する事項
- (1) 日 時 平成21年9月25日(金) 午前10時
- (2) 場 所 秋田市河辺和田字北条ヶ崎38番地2
秋田市河辺市民センター2階 第1会議室
- (3) 注意事項
- ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 入札執行回数は2回を限度とする。
- (4) 入札保証金は免除する。
- 4 入札の無効に関する事項
- (1) 郵便による入札は認めないものとする。
- (2) 入札の参加に必要な資格のない者のした入札および入札心得に記載した事項に違反した入札は無効とする。
- 5 入札参加申込みに関する事項
- (1) 入札参加希望者は、平成21年9月16日(木)までに次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
- ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1）
- (2) 申込書等の受付
- 申込書等は次のとおり受け付ける。
- ア 受付期間 平成21年9月8日(火)から平成21年9月16日(木)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前8時30分から午後5時30分までに持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けられないものとする。
- イ 受付場所 秋田市河辺和田字北条ヶ崎38番地2
秋田市河辺市民センター総務班
- ウ 申請用紙 秋田市河辺市民センター総務班もしくは秋田市ホームページから入手すること。
- 6 指名に関する事項
- (1) 入札参加者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査結果等により、指名されない場合がある。その者には、非指名通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および非指名通知については、平成21年9月18日(金)までに通知する。
- 7 設計書および仕様書の閲覧に関する事項
- (1) 閲覧期間は、平成21年9月8日(火)から平成21年9月16日(木)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前8時30分から午後

後5時30分までとする。

- (2) 閲覧場所は、秋田市河辺市民センター総務班又は秋田市ホームページとする。

8 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 問い合わせ先

秋田市河辺市民センター総務班
電話 018-882-5221

秋田市公告

次のとおり公募型指名競争入札を実施するので、入札参加希望者を公募する。

平成21年9月8日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に関する事項

- (1) 委託番号・名称
河市セ第4号・太平山・白子森等環境整備事業
登山道等環境整備業務委託

- (2) 仕様書
別紙（省略）のとおりに

- (3) 委託場所
秋田市河辺三内字財ノ神地内ほか（別紙（省略））

- (4) 委託期間
契約の日から平成21年11月30日まで

2 入札参加に必要な資格

- (1) 平成21・22年度の秋田県森林整備関係業務入札参加資格者名簿の施業業者のうち、秋田市内に本社を有する者
- (2) 太平山登山ルート（秋田市河辺三内丸舞口登山ルート）および白子森登山ルート（秋田市河辺三内財ノ神登山ルート）の公共事業として施業実績のある者
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- (5) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

3 入札に関する事項

- (1) 日 時 平成21年9月25日(金) 午前11時
- (2) 場 所 秋田市河辺和田字北条ヶ崎38番地2
秋田市河辺市民センター2階 第1会議室

(3) 注意事項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札執行回数は2回を限度とする。

- (4) 入札保証金は免除する。
- 4 入札の無効に関する事項
 - (1) 郵便による入札は認めないものとする。
 - (2) 入札の参加に必要な資格のない者のした入札および入札心得に記載した事項に違反した入札は無効とする。
- 5 入札参加申込みに関する事項
 - (1) 入札参加希望者は、平成21年9月16日(水)までに次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
 - ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1）
 - イ 実績調書（様式2）
 - (2) 申込書等の受付
 - 申込書等は次のとおり受け付ける。
 - ア 受付期間 平成21年9月8日(火)から平成21年9月16日(水)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前8時30分から午後5時30分までに持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けないものとする。
 - イ 受付場所 秋田市河辺和田字北条ヶ崎38番地2
秋田市河辺市民センター総務班
 - ウ 申請用紙 秋田市河辺市民センター総務班もしくは秋田市ホームページから入手すること。
- 6 指名に関する事項
 - (1) 入札参加者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名

- 通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査結果等により、指名されない場合がある。その者には、非指名通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および非指名通知は、平成21年9月18日(金)までに通知する。
- 7 設計書および仕様書の閲覧に関する事項
 - (1) 閲覧期間は、平成21年9月8日(火)から平成21年9月16日(水)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前8時30分から午後5時30分までとする。
 - (2) 閲覧場所は、秋田市河辺市民センター総務班又は秋田市ホームページとする。
- 8 その他
 - (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
 - (2) 提出された書類は、返却しない。
 - (3) 問い合わせ先
秋田市河辺市民センター総務班
電話 018-882-5221

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。
平成21年9月8日

秋田市長 穂 積 志

- 1 入札に付する事項
 - (1) 件名および入札参加要件

件 名	入 札 参 加 要 件
椿台・高尾山環境整備事業業務委託	① 秋田市内に本社を有する業者で、秋田市の建設業者等級格付名簿において造園工事のB級に等級格付けされている者 ② 本市の建設工事入札参加資格審査申請書を申請し、受理されていること。 ③ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。 ④ 委託業務を遂行するための各種法令等に基づく許可を受けている者 ⑤ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でない者 ⑥ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。 ⑦ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
華の里環境整備事業業務委託	① 秋田市内に本社を有する業者で、秋田市の建設業者等級格付名簿において造園工事のA級に等級格付けされている者 ② 本市の建設工事入札参加資格審査申請書を申請し、受理されていること。 ③ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。 ④ 委託業務を遂行するための各種法令等に基づく許可を受けている者 ⑤ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でない者 ⑥ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。 ⑦ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

- (2) 業務内容
仕様書および設計書を参照すること。
- (3) 履行場所および履行期間
 - ア 椿台・高尾山環境整備事業業務委託
 - ・履行場所 秋田市雄和椿川字奥椿岱・女米木字高尾地内
 - ・履行期間 契約日から平成21年12月25日まで
 - イ 華の里環境整備事業業務委託

- ・履行場所 秋田市雄和妙法字糠塚地内
- ・履行期間 契約日から平成22年3月19日まで
- 2 入札に関する事項
 - (1) 入札の日時 平成21年9月28日(月) 午前10時
 - (2) 入札の場所 秋田市雄和妙法字上大部48番地1
秋田市雄和市民センター1階 A会議室
 - (3) 入札保証金 免除

- (4) 契 約 日 平成21年 9 月29日(火)予定
- (5) 注 意 事 項
 - ア 秋田市財務規則および入札心得（秋田市ホームページ参照）を遵守のうえ、入札に参加すること。
 - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。
 - エ 地方自治法第234条第3項ただし書きの規定により、調査を実施し、落札業者を決定する場合がある。
- 3 仕様書および設計書の入手に関する事項
 - (1) 配布期間 平成21年 9 月 9 日(火)から平成21年 9 月15日(火)まで
 - (2) 配布場所 秋田市ホームページから入手すること。
- 4 入札参加申込みに関する事項
 - (1) 入札に参加を希望する者は、公募型指名競争入札参加申込書（様式1）（以下「申込書」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
 - (2) 申込書の提出
 - 申込書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
 - なお、公募型指名競争入札参加申込書は、秋田市ホームページから入手すること。
 - (3) 申込書の受付
 - 申込書は、次のとおり受け付ける。
 - ア 受付期間 平成21年 9 月 9 日(火)から平成21年 9 月15日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
 - イ 受付場所 秋田市雄和市民センター総務班
- 5 指名に関する事項
 - (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。
 - (2) 提出された申込書の審査結果等により、指名されない場合がある。その者には、選定結果通知により、その旨を通知する。
 - (3) 指名通知又は選定結果通知については、平成21年 9 月17日(木)に行う。
- 6 その他
 - (1) 申込書の作成に係る費用は、申込者の負担とする。
 - (2) 提出された申込書は、返却しない。
 - (3) 申込書の提出に関する問い合わせ先
 - 秋田市雄和妙法字上大部48番地1
 - 秋田市雄和市民センター総務班
 - 電話 018-886-5511

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定に基づき行う平成21年度ポリオ予防接種の実施について、同法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により公告する。

平成21年 9 月10日

秋田市長 穂 積 志

- 1 予防接種の種類
 - ポリオ予防接種
- 2 予防接種の対象者の範囲
 - 接種日において、生後3月から生後90月に至るまでの間にある者
- 3 接種方法および回数
 - 三価混合の経口生ポリオワクチンを41日以上の間隔をおいて2回経口投与するものとし、接種量は、毎回0.05ミリリットルとする。
- 4 予防接種を行う場所および期日

場 所	期 日
秋田市保健センター	10月1日 10月9日 10月14日 10月20日 10月28日
土 崎 支 所	10月15日 10月27日
西 部 市 民 サービスセンター	10月6日 10月23日
東 部 公 民 館	10月16日
南 部 公 民 館	10月21日
御野場地域センター	10月7日 10月22日
河 辺 総 合 福 祉 交 流 セ ン タ ー	10月8日
雄 和 公 民 館	10月2日

- 5 予防接種を受けることができない者
 - (1) 当該疾病にかかっている者又はかかったことのある者
 - (2) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められているもの
 - (3) 明らかな発熱を呈している者
 - (4) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (5) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
 - (6) 下痢をしている者
 - (7) BCG、麻しん風しん、おたふくかぜ、水痘の予防接種を受けた後27日以上の間隔を置いていない者
 - (8) 上記以外の予防接種を受けた後6日以上の間隔を置いていない者
 - (9) その他医師が不適当な状態と判断した者
- 6 予防接種を受けるに際し、医師と相談が必要な者
 - (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患および発育障害等の基礎疾患を有することが明らかな者
 - (2) 予防接種で2日以内に発熱のみられた者又は全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
 - (3) 接種しようとする接種液の成分（培養に使う抗生物質、安定剤に使うゼラチン）に対して、アレルギーを呈するおそれのある者
 - (4) 今までにけいれんを起こしたことがある者
 - (5) 今までに免疫状態を検査して異常を指摘されたことのある者および近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
- 7 予防接種料金
 - 無料

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定に基づき行うジフテリア、百日せき、麻しん、風しん、日本脳炎、破傷風および結核の予防接種について、同法施行令（昭和23年政令第

197号) 第4条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成21年9月11日

秋田市長 穂 積 志
予防接種を行う医師の氏名および予防接種を行う主たる場所

接種医師名	予防接種を行う主たる場所
草 薨 芳 明	中通総合病院
角 南 由紀子	秋田市南通みその町3番15号

秋田市公告

地方税法(昭和25年法律第226号)がその例とする国税徴収法(昭和34年法律第147号)第94条の規定に基づき、差押財産を公売に付すため、国税徴収法第95条および第99条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年9月28日

秋田市長 穂 積 志

1 公売財産の内容

- (1) 公売財産 別紙(省略)「公売財産の表示」のとおり
- (2) 公売保証金 別紙(省略)「公売財産の表示」のとおり
- (3) 見積価額 別紙(省略)「公売財産の表示」のとおり

2 公売日時

- (1) 参加申込期間
平成21年10月9日(金)午後1時から平成21年10月20日(火)午後5時まで
- (2) 入札
平成21年10月26日(月)午後1時から平成21年10月28日(水)午後零時30分まで
- (3) 開札
平成21年10月28日(水) 午後零時30分

3 公売場所

ヤフー株式会社が提供する官公庁オークション上のホームページ(<http://koubai.auctions.yahoo.co.jp>)

4 公売方法

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する業務委託は下記のとおりである。

委託番号・委託名	委託場所	委託期間	入札参加要件
教委総務課 第60号 秋田市立小中学校グラウンド整備業務委託(北部、中央部)	秋田市保戸野すわ町9番60号他	契約の日から平成21年12月25日まで	秋田市内に本社を有する業者で、秋田市の建設業者等級格付名簿において、一般土木工事のB級又はC1級に等級格付されていること。
教委総務課 第61号 秋田市立小中学校グラウンド整備業務委託(東部、南部、西部、河辺、雄和)	秋田市千秋公園1番13号他	契約の日から平成21年12月25日まで	

- (2) 上記業務委託に係る基本的な入札参加要件

- ア 本市に建設工事入札参加資格審査申請書を提出し、受理されていること。
- イ 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者でないこと。
- ウ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- エ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

ヤフー株式会社が提供する官公庁オークションからの入札

- 5 売却決定日時
平成21年10月28日(水) 午後1時
- 6 売却決定場所
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市財政部納税課
- 7 買受代金納付期限
平成21年11月4日(水) 午後2時30分
- 8 買受人についての資格その他の要件
地方税法がその例とする国税徴収法第92条および第108条の規定に該当する者は、買受人として参加する資格がない。
- 9 公売財産上の質権者、抵当権者等の権利の内容の申出
公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出ること。
- 10 権利移転の時期
買受代金の全額を納付したとき。
- 11 危険負担移転の時期
買受代金の全額を納付したとき。
- 12 消費税の取扱い
落札価額に消費税相当額を含む(平成20年6月6日の国税徴収法基本通達一部改正による。)
- 13 その他
 - (1) 滞納金額の完納等により公売を中止することがある。
 - (2) 買受代金を買受代金納付期限までに納付しないときは、売却決定を取り消すものとする。
 - (3) いかなる理由があっても、引渡し財産の返品はできない。

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。
平成21年9月29日

秋田市長 穂 積 志

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成21年10月14日(水) 午前9時30分
- 入札の場所 秋田市山王二丁目1番53号
山王21ビル4階「教育委員会室」
- 入札保証金 免除
- 契約日 平成21年10月16日(金)
- 注意事項 (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
(2) 原則として予定価格の10分の5から10分の

8の範囲内で最低制限価格を設定する。なお、最低制限価格を下回る価格による申込みが行われた場合は、当該申込みをした者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札執行回数は、2回を限度とする。
- (5) 仕様書第3条第4項にも記載があるとおり、当該業務の委託料は、領収書、支払のわかる書類を確認した後、落札価格を上限とした清算払いとなるので、あらかじめ了承の上、入札に当たること。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成21年10月6日(火)までに、次に掲げる書類（以下「申込書」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

公募型指名競争入札参加申込書（様式1）

- (2) 申込書の提出

申込書は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

- (3) 申込書の受付

申込書は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成21年9月29日(火)から平成21年10月6日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

イ 受付場所 秋田市教育委員会総務課施設担当

ウ 申請用紙 秋田市教育委員会総務課又は秋田市ホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。
- (2) 提出された申込書の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡する。
- (3) 指名通知および選定結果の通知については、平成21年10月9日(金)までに行う。

5 設計書および仕様書の閲覧・配布に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成21年9月29日(火)から平成21年10月6日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、受付時間は午前9時から午後4時までとする。

- (2) 閲覧・配布場所 秋田市教育委員会総務課施設担当
秋田市山王二丁目1番53号
山王21ビル3階

6 その他

- (1) 申込書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書は、返却しない。

- (3) 申込書の提出に関する問い合わせ先
秋田市教育委員会総務課施設担当
電話 018-866-2242

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定に基づき行うジフテリア、百日せき、麻しん、風しん、日本脳炎、破傷風および結核の予防接種について、同法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年9月29日

秋田市長 穂 積 志

予防接種を行う医師の氏名および予防接種を行う主たる場所

接種医師名	予防接種を行う主たる場所
越 村 淳	医療法人白雄会 白根病院
伊 藤 紘 朗	秋田市旭北栄町5番29号

選 管 公 告

秋田市選管公告

検察審査会法（昭和23年法律第147号）第10条第1項の規定に基づき、検察審査員候補者の予定者の選定を行う場所および日時を定めたので、次のとおり公告する。

平成21年9月8日

秋田市選挙管理委員会

委員長 金 持 巽

- 1 場所 秋田市山王一丁目2番34号
秋田市選挙管理委員会事務局
- 2 日時 平成21年9月14日(月) 午前10時

秋田市選管公告

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）第21条第1項の規定に基づき、裁判員候補者の予定者の選定を行う場所および日時を定めたので、次のとおり公告する。

平成21年9月8日

秋田市選挙管理委員会

委員長 金 持 巽

- 1 場所 秋田市山王一丁目2番34号
秋田市選挙管理委員会事務局
- 2 日時 平成21年9月14日(月) 午前10時

上下水道局公告

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成21年9月18日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する物件は、次のとおりである。

番号	物 件 名	納 品 場 所	履 行 期 間
単 価 第46号	平成21年度被服単価契約 防寒衣（上）購入	秋田市上下水道局	契約日から 平成22年3月31日まで
単 価 第47号	平成21年度被服単価契約 防寒衣（下）購入		
単 価 第48号	平成21年度被服単価契約 防寒長靴 購入		

(2) 上記物件に係る基本的な入札参加要件

- ア 秋田市財政部契約課の秋田市物品業者登録名簿に登録されていること。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- エ 秋田市の指名停止および入札参加資格の停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成21年10月14日(水)
 単価第46号 午前10時
 単価第47号 午前10時10分
 単価第48号 午前10時20分
- 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
 秋田市上下水道局 別館
 二階 会議室（庁舎 北側）
- 入札保証金 免除
 契 約 日 平成21年10月16日(金)
 入 札 金 額 入札書には、1着、1本および1足当たりの価格を記載すること。
- 注 意 事 項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
 (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 (3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。
 (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成21年10月6日(火)までに、公募型指名競争入札参加申込書（以下「申込書」という。（様式1））を提出すること。
- (2) 申込書の提出
 申込書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受

け付けない。

(3) 申込書の受付

申込書は、次のとおり受け付ける。

- ア 受付期間 平成21年9月18日(金)から平成21年10月6日(火)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
- イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- ウ 申請用紙 秋田市ホームページ（上下水道局）から入手すること。
 上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成21年10月9日(金)に通知する。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は平成21年9月18日(金)から平成21年10月13日(火)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 設計書および仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

6 その他

- (1) 申込書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書は、返却しない。
- (3) 申込書の提出に関する問い合わせ先
 秋田市上下水道局総務課管財係
 電話 018-823-8434

消防本部公告

消防法による命令の公告

防火対象物の所在地 秋田市大町五丁目2番17号
防火対象物の名称 エヌエスビルディング
命令を受けた者の氏名 エヌエスビルディング株式会社
代表取締役 佐々木 長 範

この防火対象物は、消防法（昭和23年法律第186号）に違反しているので、平成21年9月18日付けで消防法第17条の4第1項の規定に基づき、次の事項を命じたものです。

命令事項

- 1 平成21年11月20日までに自動火災報知設備の受信機を新規格品に交換すること。
- 2 平成21年11月20日までに自動火災報知設備の感知器の未設置箇所および作動不良箇所を改修すること。
- 3 平成21年11月20日までに建物全体に非常警報設備（放送設備）を設置すること。
- 4 平成21年11月20日までに避難口誘導灯および通路誘導灯の非常電源の劣化箇所を改修すること。
- 5 平成21年11月20日までに連結散水設備の散水ヘッドの未設置箇所および陥没箇所を改修すること。

平成21年9月18日
秋田消防署長